

令和8年第1回（2月）

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

会 議 録

2月6日開会～2月6日閉会

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会

令和8年第1回（2月）伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会会議録目次

○議事日程（第1号）	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	1
○開会の宣告	2
○開議の宣告	2
○議事日程の報告	2
○会議録署名議員の指名	2
○会期の決定	2
○諸般の報告	2
○行政報告	2
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	3
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○閉会の宣告	5
○署名議員	7

令和8年第1回(2月)伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会

議事日程(第1号)

令和8年2月6日(金曜日)午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 行政報告
日程第5 議案第1号 専決処分の報告及び承認について
日程第6 議案第2号 令和8年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(8名)

1番	飯田大君	2番	小川多美子君
3番	黒須淳美君	4番	鈴木優治君
5番	深井利憲君	6番	山口貴子君
7番	長谷川浩君	8番	森下茂君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

管理者	山下正行君	副管理者	菊地豊君
会計管理者	池谷真由美君	事務局長	小島達彦君
施設係長	山地浩司君		

職務のため出席した者の職氏名

書記 植松弘美 鈴木靖彦

開会 午前9時30分

◎開会の宣告

○議長（飯田大君） 皆さん、おはようございます。これより令和8年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（飯田大君） ただいまの出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（飯田大君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、管理者以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（飯田大君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番黒須淳美議員、4番鈴木優治議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（飯田大君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。本定例会の会期は、本日の1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（飯田大君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日の1日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（飯田大君） 日程第3、諸般の報告を行います。監査委員からの法に基づく例月出納検査結果及び定期監査結果の報告につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（飯田大君） 日程第4、行政報告を行います。管理者より、発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

〔管理者 山下正行君登壇〕

○管理者（山下正行君） 令和8年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

クリーンセンターいずは、令和5年1月の供用開始から、3年が経過いたしました。

日々、安全・安定的な施設運転、スムーズなごみの受入れに努めており、大きなトラブル等はなく、順調に稼働しております。

本年度におきましては、5月の計画的な焼却炉停止による年に一度の点検整備の他、供用開始から3年を経過するに当たり、施設全体の瑕疵検査を実施しております。いずれにおきましても、施設改修に繋がるような不具合等はなく、適正に維持管理が行われているところでございます。

ごみの処理状況につきましては、稼働開始以降、伊豆市からの搬入が約40%、伊豆の国市からの搬入が約60%で推移しており、ごみ量につきましては、両市ともに家庭から収集されるごみの量に、年々減少傾向が見られております。

ごみ焼却の余熱利用による発電事業につきましては、本年度第3四半期までの9ヶ月間において6,200MWhの電力を発電しておりますが、そのうちの約40%が施設運転のために活用され、残りの約60%の余剰電力を売電することができております。

売電収入につきましては、バイオマス由来の再エネ電力としてのFIT電力が約3,733万円、それ以外の非FIT電力が約1,623万円であり、合計で約5,356万円の収入となっております。昨年度の同時期と大きな変化はないものの、わずかながら売電収入の増加が見られております。

新ごみ処理施設の施設整備に当たり、公募選定により建設地となりました伊豆市佐野区からの要望事項としての県道整備につきまして、昨年度、静岡県による県道修善寺天城湯ヶ島線佐野バイパスの事業承認がされました。現在、道路設計等が行われており、今後、地元地権者等との調整が進められていく予定となっております。組合としましても、県及び構成市との連携を図り、県道整備の早期実現のための協力を行って参ります。

クリーンセンターいずには、県内外からの行政視察、市内小学校の社会科見学等の見学者の他、1階のコミュニケーションスペースには、日々、地域の子ども、親子連れが多く訪れております。

施設見学以外にも、親子環境教室の開催、芝生広場への夏場の暑さ対策としてのミストシャワーの設置など、地域の皆様にとって親しみやすい環境づくり、また、市民生活の基盤となる施設として、着実な運営を行って参りますので、議員の皆様におかれましても、引き続き、当施設運営へのご理解とご支援をお願いしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（飯田大君） 以上で行政報告を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田大君） 日程第5、議案第1号「専決処分報告及び承認について」を議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 山下正行君登壇〕

○管理者（山下正行君） 本案につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、関係条例の一部を改正する必要が生じましたが、令和7年10月1日の施行から遅れることなく措置を講ずるにあたり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分とさせていただきますので、これを報告し、承認を求めますのでございます。

詳細につきましては、事務局長に説明をさせますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（飯田大君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 小島達彦君登壇〕

○事務局長（小島達彦君） それでは、議案第1号について、ご説明いたします。議案書6ページの専決処分書をご覧ください。「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の専決処分でございます。

今回の改正は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴う仕事と育児の両立支援

の拡充への対応について、令和7年10月の施行から遅れることなく適用するため、組合議会を招集する時間的余裕がなく、令和7年10月1日に専決処分といたしましたので報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

まず、「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例」についてです。議案書11ページの新旧対照表をご覧ください。新設された第18条の2について、第1項は出産時における支援、第2項は育児期における支援の措置として、申出職員への両立支援制度の周知及び制度利用の意向確認、仕事と家庭の両立の支障となる事情の確認を行うことを新たに定めたものであり、その他、この改正に伴う条ずれ、条文表記の整理を行ったものとなります。

次に、「伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合職員の育児休業等に関する条例」についてです。議案書13ページの新旧対照表をご覧ください。職員の育児休業に関する部分休業について、第20条で定める1日につき2時間の範囲内で取得できる部分休業を「第1号部分休業」とし、新たに第20条の2において、1年につき10日相当を超えない範囲内で取得できる部分休業を「第2号部分休業」として定めるものです。

第20条の3から第20条の5については、「地方公務員の育児休業等に関する法律」の改正により、条例で定めるとされた事項を規定したものとなります。第20条の3は、部分休業を取得する1年ごとの期間を4月1日から3月31日とすること、第20条の4は、第2号部分休業として1年に請求する時間を常勤職員の場合は77時間30分、非常勤職員の場合は1日当たりの勤務時間に10を乗じた時間とすること、第20条の5は、部分休業の申出の内容を変更できる特別な事情を定めたものとなります。

その他は、今回の改正に伴う文言や条ずれの整理を行ったものとなります。

説明は以上となります。

○議長（飯田大君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございますか。

（「ありません」との声あり）

○議長（飯田大君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。続いて、討論に入ります。討論はございますか。

（「ありません」との声あり）

○議長（飯田大君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第1号「専決処分の報告及び承認について」を、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（飯田大君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（飯田大君） 日程第6、議案第2号「令和8年度、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」を議題といたします。管理者に提案理由の説明を求めます。管理者。

〔管理者 山下正行君登壇〕

○管理者（山下正行君） 本案は、組合を構成しております伊豆市、伊豆の国市と協議のもと調製した、令和8年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億4,200万円となっております。

詳細について、事務局長に説明をさせます。

○議長（飯田大君） 事務局長に内容説明を求めます。事務局長。

〔事務局長 小島達彦君登壇〕

○事務局長（小島達彦君） それでは、議案第2号「令和8年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」の内容説明をさせていただきます。

予算書、表紙に「令和8年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計 予算書」と記載された冊子の確認をお願いいたします。予算書1ページをお願いします。令和8年度歳入歳出予算の総額については、5億4,200万円となります。続いて、4ページ、5ページをお願いします。初めに、4ページ、第1表、歳入歳出予算の歳入でございます。1款分担金及び負担金は、1項負担金、4億8,092万5,000円。こちらは、構成市である伊豆市、伊豆の国市からの負担金となります。2款諸収入は、1項雑入、6,107万4,000円。売電収入としての6,100万円の他、自動販売機電気料などを計上しております。3款繰越金は、1項繰越金に1,000円を計上しております。以上により、歳入合計額は、5億4,200万円となります。

次に5ページ、歳入歳出予算の歳出でございます。1款議会費は、1項議会費、32万5,000円。定例会2回、臨時会1回、全員協議会2回分の経費を計上しております。2款総務費は、1項総務管理費、4,024万2,000円。こちらは、組合の事業運営に伴う庶務経費を計上しており、主な支出は、組合職員4名分の人件費負担金3,576万8,000円となります。同じく総務費2項 監査委員費は20万2,000円となります。3款衛生費は、1項清掃費、4億9,923万1,000円。主な支出として、「新ごみ処理施設運営業務委託料」が4億9,463万3,000円、施設運営の監視支援業務である「モニタリング業務委託料」が391万5,000円となります。4款予備費は、1項予備費、200万円となります。以上により、歳出合計額は、5億4,200万円となります。

組合予算の説明は以上となりますが、詳細につきましては7ページ以降の「歳入歳出予算事項別明細書」また、別途配付しております「令和8年第1回（2月）組合議会定例会に上程する議案について（説明書）」をご確認いただければと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（飯田大君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。申し合わせによる本案に対する質疑の通告はありませんでしたので、質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございますか。

（「ありません」との声あり）

○議長（飯田大君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立表決により行います。

議案第2号「令和8年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算」を、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（飯田大君） 全員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（飯田大君） 以上で、本定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会会議規則第39条の規定に基づき、その整理を議長に委任していただきたいと考えますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田大君) 異議なしと認めます。よって、整理は議長に委任とさせていただきます。これにて、令和8年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午前9時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 飯 田 大

署名議員 黒 須 淳 美

署名議員 鈴 下 優 治